

インターンシップを実施する 企業を応援します！

高知市インターンシップ促進補助金 のご案内



▶ 事業概要

- ・事業者の人材確保と求職者の職業選択能力及び就業意欲の向上を図るため、市内事業者が実施するインターンシップに係る費用の一部を補助します。

▶ 補助対象事業者

- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は同法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- ・高知市において雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行うものであって、事業所非該当の承認を受けていないこと。

※ただし、以下に該当する場合は対象となりません。

- ・高知市事業者等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- ・高知市税を滞納しているとき。

▶ 補助対象事業

対象となるインターンシップは、

- ・主として対面にて実施するものであること。
- ・実習生1人につき、実施期間が2日以上であること。
- ・事業者と実習生が雇用関係にないこと。
- ・実習生が代表者の三親等以内の親族でないこと。

注意

前年度にインターンシップを実施した事業者については、その内容の充実や見直しが図られていることが要件となります。

【お問い合わせ先】

高知市産業政策課

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

TEL: 088-823-9456

Mail: kc-150600@city.kochi.lg.jp



高知市インターンシップ促進補助金



補助対象経費・補助率・補助上限額

申請できるのは、年度内に1回限りです。

補助対象経費	補助対象事業者がインターンシップを実施する際、実習生受け入れに必要な以下の経費（※消費税・地方消費税は除く）が補助の対象となります。 1 交通費・宿泊費（実習生に支払う往復交通費および宿泊費） 2 保険料（実習生のために加入する保険の費用） 3 報酬（実習生等に支払う謝金や昼食費等の経費） 4 事業経費（インターンシップに必要な消耗品費、会場費、印刷費、通信費、原材料費、広告費、委託費など） 5 プログラム整備費（プログラムの新規作成・見直しに関する専門家のコンサルティング費、システム改修費など） 6 その他市長が必要と認める経費
補助率	3分の2（100円未満切り捨て）
補助限度額	受入実習生1名あたり…2万円

必要書類

高知市産業政策課ホームページからダウンロードできます。

交付申請時	<ul style="list-style-type: none">高知市インターンシップ促進補助金交付申請書（様式1）高知市インターンシップ促進補助金事業（変更）計画書（別紙1）納税証明書（官公庁提出用）雇用保険適用事業所設置届（事業主控）
実績報告時	<ul style="list-style-type: none">高知市インターンシップ促進補助金実績報告書（様式4号）高知市インターンシップ促進補助金実施報告書（別紙2）

補助金交付の流れ

